

施設概要説明書

1、一般的事項

本施設概要説明書は、神奈川県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び同施行規則、その他関係法令・ガイドライン等に定めるもののほか、当該施設において様々な事業を実施するために必要な施設・設備に関して、本市が要求する水準を示し、参加を希望する事業者の提案に対し具体的な指針となるよう示すものです。

2、必要諸室一覧

下記の表を参考に、具体的な仕様については、参加希望者が同等水準で提案すること。なお、(4)については、(1)～(3)とは別区画とし、必要な設備等に関しても、独立した配置とすること。

(1) 低年齢児型保育所…定員 60 名（0 歳 8 名、1 歳 24 名、2 歳 28 名）

0 歳児から 2 歳児の受入れに特化した公私連携型保育所です。日曜・祝日において児童を預かる休日保育事業もあわせて実施します。

室名	基準	主な設備	留意事項
乳児室（0 歳児）	児童 1 人につき 3.3㎡	手洗い場、ロッカー、床暖房、壁付扇風機	他の年齢と合同保育する場合は、ベビーサークル等により区画
ほふく室（1 歳児）	児童 1 人につき 3.3㎡	手洗い場、ロッカー、床暖房、壁付扇風機	部屋を区画できるよう、可動間仕切り等を設置
保育室（2 歳児）	児童 1 人につき 1.98㎡	手洗い場、ロッカー、壁付扇風機、ステージ（壁面収納）	部屋を区画できるよう、可動間仕切り等を設置
便所	男子 20 人につき大便所及び小便所各 1 以上、女子 20 人につき 1 以上	手洗い場、汚物処理槽（蓋付き）、洗濯機パン	
職員用便所		手洗い場	男女別 温水洗浄便座
多目的便所		手洗い場、おむつ交換台	温水洗浄便座
沐浴室（または沐浴スペース）		沐浴設備、シャワー	便所内に設けることも可能
医務室（または医務スペース）	概ね 3.3㎡ 以上	収納ベット付戸棚	事務室内に設けることも可能（カーテン等で区画し、児童の安静を確保）
調乳室		流し台、熱湯給水機	乳児室（0 歳児）に隣接
調理室	搬入口を別に設け、前室を設置	食材保管庫、給食受渡しカウンター、直結水栓、床はドライシステム仕様、ステンレスシンク（3 層以上）、ガス台または IH、ステンレス調理台、スチームコンベクションオーブン、冷凍冷蔵庫、保存食用冷凍庫、食器洗浄機、熱風消毒保管庫、ステンレスラック	給食提供対象：児童 【（1）保育所・（2）送迎ステーション事業・（3）一時預かり事業・（4）休日保育事業】及び職員
調理員休憩室		ロッカー、畳、〈テレビ配線〉	
調理員専用便所		手洗い場	温水洗浄便座
事務室		手洗い場、スチール書庫、〈テレビ配線〉	各室に対し、最適な位置関係となるよう考慮
職員休憩室		手洗い場、畳、壁付扇風機、〈テレビ配線〉	
職員更衣室		ロッカー、壁付扇風機	男女別
玄関		下駄箱、掲示スペース、展示スペース、配架スペース、ベビーカー置き場	

多目的室		<テレビ配線>	主な用途は子育て相談や職員会議 子育て支援室（地域子育て支援拠点事業）に隣接
図書室（または図書スペース）		本棚	
用品保管庫			保育用品、清掃用品、防災用品等
屋外遊戯場（2～5歳児）	児童1人につき3.3㎡	下駄箱、手洗い場、足洗い場、シャワー、組み立て式プール、日よけ、遊具、物置	
駐車場			利用者の動線を考慮し、安全確保（柵等により区画）に留意
駐輪場			屋根を設ける
ゴミ置き場			
防災・避難設備		防災備蓄倉庫、非常用自家発電設備、非常用給水設備、太陽光発電設備	

※「（1）低年齢児型保育所」の設備については、他事業と兼用することが想定されるため、効率的なレイアウトとなるよう設計すること。

（2）送迎ステーション事業…定員 60 名

幼稚園等における教育時間の前後に、一時的に児童を預かる事業です。施設間の移動は、幼稚園等の通園バスを利用します。

室名	基準	主な設備	留意事項
保育室（3～5歳児）	児童1人につき1.98㎡	手洗い場、ロッカー、壁付扇風機	部屋を区画できるように、可動間仕切り等を設置
車寄せ（幼稚園バス2～3台分）			雨天時を含め、児童が待機できるスペースを設けること
便所	男子20人につき大便所及び小便所各1以上、女子20人につき1以上	手洗い場、汚物処理槽（蓋付き）、洗濯機パン	一時預かり事業と兼用

（3）一時預かり事業…定員 20 名

理由に関係なく、緊急・一時的に保育が必要となる児童を預かる事業です。

室名	基準	主な設備	留意事項
乳児室（0歳児）・ほふく室（1歳児）	児童1人につき3.3㎡	手洗い場、ロッカー、畳、床暖房、壁付扇風機	部屋を区画できるように、可動間仕切り等を設置
保育室（2～5歳児）	児童1人につき1.98㎡	手洗い場、ロッカー、壁付扇風機	部屋を区画できるように、可動間仕切り等を設置
便所	男子20人につき大便所及び小便所各1以上、女子20人につき1以上	手洗い場、汚物処理槽（蓋付き）、洗濯機パン	送迎ステーション事業と兼用

（4）地域子育て支援拠点事業…100名程度／日

地域における子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談に関する事業を実施します。また、大規模な災害発生時には、乳児を災害から守る拠点スペースとして活用することを想定しています。

室名	基準	主な設備	留意事項
子育て支援室		手洗い場、床暖房、壁付扇風機、<テレビ配線>	必要面積（目安）：100㎡
多目的便所		手洗い場、おむつ交換台、沐浴設備、シャワー、シャワーユニット（大人用）	温水洗浄便座
授乳室・調乳室（または授乳・調乳スペース）		流し台、熱湯給水機	
飲食室（または飲食スペース）			

3、留意事項等

- (1) 本市の子育て支援施策を象徴するようなデザインを取り入れた外観（屋根を含む）とすること。
- (2) 内装については、「大和市屋内こども広場」や「大和市子育て支援施設」などと統一感のある仕様とすること。
- (3) 将来的な市民ニーズの変動に対応しやすいなど、自由度のある室空間とすること。
- (4) 児童や職員等が利用しやすく、様々な事業を実施する上で効率的かつ安全が確保された動線となるよう設計すること。
- (5) 大規模な災害発生時にも施設機能を維持できるよう、防災設備を整えとともに、建物自体の耐震性能や防火などの対策に加え、市民の安全を守る役割を果たす構造と機能を有する施設とすること。
- (6) 近隣に及ぼす影響が最小限となるよう配慮しつつ、必要に応じて、近隣に対する事業説明会を開催する等、安全かつ円滑に業務を行う計画とすること。
- (7) 採光や換気等、利用者の保健衛生に十分配慮した仕様とするため、適宜、窓や網戸等を設置すること。
- (8) 消火器等の消火用具や非常警報器具など、非常災害に際して必要な設備を設けること。
- (9) 事故防止のため、ドアや窓等に、指挟み防止・衝突防止・転落防止・ガラス飛散防止の措置を講ずるとともに、鍵やコンセントなどの数・位置等に配慮すること。
- (10) 建具等の角面をとり、突起物には保護材を設置するなど、安全に配慮すること。
- (11) 屋内・外の環境を良好に保つため、保育用品や清掃用品だけではなく、災害時の備蓄などのためにも、十分な収納スペースを設けること。
- (12) 防犯対策として、園庭の周囲にはフェンス・外灯等を設置し、出入口には門扉を設けるとともに、死角の少ない設計とすること。
- (13) 保育室等は、建築物の内法面積から固定された備品などの面積を控除して算定したものの有効面積が、「必要諸室一覧」に記載する面積基準を満たすこと。
- (14) 児童の生活リズムや使用目的に応じた空間活用ができるよう、適宜、可動間仕切り等を設置すること。
- (15) 北側に隣接するやまと公園についても、子どもたちの遊び場として施設や遊具のリニューアルを行うが、当該施設と一体的な計画となるよう努めること。
- (16) 待機児童等の状況に応じて、定員以上の利用ができるよう、保育室等は余裕をもった面積を確保すること。
- (17) 施設・設備に関して疑義が生じた場合には、原則、質疑期間内に指定の方法により確認を行うこと。
また、交渉期間以降にあっては、「2、必要諸室一覧」に示す事業が適切に実施できるよう、本市と誠意をもって協議すること。
- (18) 事業を実施するにあたり、関係する補助金の有効活用など、積極的なコスト削減に努めること。